57　法別表第三の二十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一　略］

［削る］

二　［略］

［削る］

三　［略］

［削る］

［58～66　略］

（法別表第五の総務省令で定める事務）

第五条　［略］

［2～56　略］

57　法別表第五第二十七号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一　略］

［削る］

二　［略］

［削る］

三　［略］

［削る］

57　［同上］

［一　同上］

二　不動産の鑑定評価に関する法律第二十三条第一項の規定により経由される登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　［同上］

四　不動産の鑑定評価に関する法律第二十六条第二項の規定により経由される登録換えの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五　［同上］

六　不動産の鑑定評価に関する法律第二十七条第三項の規定により経由される登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［58～66　同上］

（法別表第五の総務省令で定める事務）

第五条　［同上］

［2～56　同上］

57　［同上］

［一　同上］

二　不動産の鑑定評価に関する法律第二十三条第一項の規定により経由される登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　［同上］

四　不動産の鑑定評価に関する法律第二十六条第二項の規定により経由される登録換えの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五　［同上］

六　不動産の鑑定評価に関する法律第二十七条第三項の規定により経由される登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［58～62　略］

63　法別表第五第三十一号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～七　略］

［削る］

八　［略］

九　［略］

［64～66　略］

［58～62　同上］

63　［同上］

［一～七　同上］

八　建築士法第十条の三第一項の規定による書類の提出若しくは届出の受理又はその書類若しくは届出に係る事実についての審査

九　［同上］

十　［同上］

［64～66　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和三年八月二十六日）から施行する。

○厚生労働省令第百四十三号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項及び第五十条の規定に基づき、独立行政法人労働者健康安全機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月二十六日　　厚生労働大臣　田村　憲久

独立行政法人労働者健康安全機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人労働者健康安全機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年厚生労働省令第五十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項）	（業務方法書の記載事項）
第一条の四　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。	**第一条の四**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
一～七　（略）	一～七　（略）
八　機構法第十二条第一項第八号に規定する給付金の支払及び追加給付金の支払に関する事項	（新設）
九～十三　（略）	八～十二　（略）
（共通経費の配賦基準）	（共通経費の配賦基準）
第八条の二　機構は、機構法第十二条の三の規定により区分して経理する場合において、一の勘定において経理すべき事項が他の勘定において経理すべき事項と共通の事	**第八条の二**　機構は、機構法第十二条の二の規定により区分して経理する場合において、経理すべき事項が当該区分に係る勘定以外の勘定において経理すべき事項と共通